

# 〓〓 栃木市議会基本条例 検証結果報告書 〓〓



平成27年9月

栃木市議会 議会運営委員会

■■■■ 目 次 ■■■■

1	はじめに	P 1
2	検証体制及び検証方法について	P 2
3	検証結果について	P 2～P 7
4	付言事項について	P 8, P 9
5	むすびに	P 1 0
6	参考資料	P 1 1～P 1 9

## 1 はじめに

議会運営委員会では、本市議会の最高規範である栃木市議会基本条例（以下「条例」という。）の目的が達成されているか、条例第21条（下記抜粋参照）の規定に基づき検証を行った。

条例には、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することが目的として規定されており、その手段として、議会、議員がそれぞれ担う役割を果たし、市民の負託に応えることができる議会運営、議会活動等を行うことが定められている。

本委員会は、平成26年12月に第1回目の委員会を開催し、以来計10回の会議を重ね、条例に規定された各条文がその目的に合致しているのか、又は私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのか、それぞれの委員が活発な意見交換を行ったところである。

本検証では、全ての会議において、全ての議員が積極的に発言し、様々な議論を展開するとともに、意見が分かれた条文等の検証においては、必要に応じて会派に持ち帰るなどして熟慮を重ね、委員全員の総意として委員会としての評価を導いたところである。

〔 栃木市議会基本条例 抜粋 〕

（目的）

第1条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

（達成状況の検証）

第21条 議会は、一般選挙後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

## 2 検証体制及び検証方法について

本委員会における検証については、議会基本条例達成状況検証実施要領を定め、取り組むこととした。(詳細はP 1 2, P 1 3 参照)

## 3 検証結果について

条文	評価	評価内容
前文	—	(検証対象外)
第1条(目的)	—	(検証対象外)
第2条(議会の使命) 第1項(市民意向の反映)	A	議会報告会の開催及び各種団体との意見交換などにより、市民等の意見の把握に取り組み、一般質問等の議会活動を通して市政への反映に努めている。
第2項(透明性等の確保)	A	ケーブルテレビでのライブ放送やインターネットでのライブ、録画配信をはじめ、議会だよりの発行、議会からのお知らせの配布など、議会の情報を積極的に発信している。 また、議会報告会では、議会活動を報告し、市民との意見交換を活発に行っている。
第3項(政策立案等強化)	B	市政のチェック機能については、一般質問等の議会活動において積極的に行っている。 なお、前期においては、議会基本条例及び政治倫理条例を制定した。 今後も政策立案機能を強化し、政策条例の制定等に取り組むべきである。
第4項(自由な討議)	B	各常任委員会で試行実施しているが、議会全体としては十分とは言えないため、会議規則等でルール化を図ることで、活性化する必要がある。
第5項(執行機関の監視)	A	議会全体としては、一般質問、委員会審査及び議員研究会等での活発な議論を行うことで、執行機関をしっかりと監視している。 また、執行部提出議案の修正を行うなど、監視の役割を果たすことができている。

条文	評価	評価内容
第6項（市民への説明責任）	B	議会報告会の開催などにより、説明責任を果たす努力は認められるが、行政用語等の専門的な言葉の使用など、市民からは分かりにくいとの指摘もある。
第7項（議会改革の推進）	A	議会改革検討委員会を設置し、常に議会改革に取り組んでいる。 また、毎定例会終了後、議会運営委員研究会において議会運営の検証を行っており、効率的な議会運営に努めている。
第3条（議長の使命） 第1項（中立公正）	A	公平中立な立場で議会運営を行うとともに、少数意見にも耳を傾けるなど、民主的な議会運営にも努めている。
第2項（分かりやすい運営）	B	議案等資料については、閲覧図書を備え付け、常に市民が見られる状況にあるが、資料そのものが市民に分かりにくい場合がある。
第3項（事務局の指揮監督）	A	議長は、事務局職員の能力向上に取り組んでおり、適切に指揮監督している。
第4項（議会改革の推進）	A	議会改革検討委員会を設置し、様々な改革や改善に取り組んでいる。
第4条（議員の使命） 第1項（誠実公正な活動）	A	各議員においては、それぞれ議員の使命を自覚し、誠実な活動に努めている。
第2項（市民意見の反映）	B	第2条第1項（議会の使命）と同様に、市民等の意見の把握に取り組み、一般質問等の議会活動を通して市政への反映に努めているが、更に反映出来るよう取り組むべきである。
第3項（情報発信）	B	第2条第4項（議会の使命）との関連もあるが、討議については、会議規則等でルール化を図ることで、活性化する必要がある。
第4項（法令遵守）	A	常に、議員一人ひとりが市民の代表であることを自覚し、規律ある態度で行動している。 また、政治倫理条例を制定するなど、市民に信頼される議会、議員を目指し取り組んでいる。

条文	評価	評価内容
第5項（資質向上）	A	本市の将来展望の見極めや市民福祉の向上のため、研修会等への参加などにより、さらに自己研鑽に努めるべきである。
第5条（会派） 第1項（会派の結成）	A	すでに、7会派が活動している。 本市の課題や議案等の調査研究のため、会派の勉強会等を通して、考え方や理念の共有に努めている。
第2項（会派内の合意形成）	A	議案等の審査、主要施策に対する提言等、会派内で議論し、議員間の合意形成を図っている。
第6条（会議の公開）	A	全ての会議の原則公開のほか、本会議のインターネットやケーブルテレビでのライブ中継を実施し、積極的な公開に努めている。
第7条（市民との連携） 第1項（参考人制度等）	B	常任委員研究会等において、様々な団体等との意見交換を行い、専門的識見の活用に取り組んでいる。 なお、参考人制度や公聴会制度については、活用の余地がある。
第2項（請願等の意見陳述）	A	「ラムサール条約湿地登録」、「市町境の変更」に関する請願の審査においては、提出者の意見陳述、議員との意見交換を実施した。
第3項（意見交換の場）	B	各常任委員会研究会で、各種団体との意見交換を積極的に実施した。 また、議会報告会を開催し、フリートークを実施するなどしているが、引き続き、意見交換の機会の拡大に努めるべきである。
第8条（議会報告会）	A	毎年1回、各地域で開催し、開催内容についても常に工夫改善を行っている。 ・平成26年度開催実績 会場数：19会場 参加者数：459名
第9条（質疑の方法） 第1項（一問一答）	A	本会議における一般質問及び議案に対する質疑、並びに各委員会等における質疑については、一問一答方式により、活発に行われている。 そのことにより、市政の課題や論点等の明確化が図られ、市民に分かりやすい質疑応答の実施に取り組んでいる。

条文	評価	評価内容
第2項(的確な回答の要求)	A	一問一答方式により、常に的確な回答が得られるよう、一般質問等に取り組んでいる。
第3項(反問)	B	正式な反問の行使事例はないものの、内容を明らかにする実質的な反問は行われている。 会議規則等によるルール化の検討を要す。
第10条(政策等の形成) 第1項(説明の要求)	A	議員研究会等を活発に開催し、常に市の施策や事業等について説明を受け、検討、審議している。
第2項(資料の要求)	B	予算、決算については、各常任委員会で専門的な審査が行われているが、より詳細な審査を行うため、特別委員会等設置の検討を要す。 また、審査に当たっては、予算や決算の概要、主要事務事業等に関する資料の提出を求め、より詳細な審査に取り組んでいる。
第3項(総合的な判断)	A	市の政策等の審議に当たっては、執行部から説明、報告を聴取した上で、必要に応じ、会派又は議員個人から、提案、提言を行っており、その過程で、市の政策等の検証を行い、総合的な判断を行っている。
第11条(政務活動費) 第1項(厳正適切な活用)	A	政務活動費を活用し、各種研修会への参加、先進地視察を実施など調査研究の充実を図っている。 また、それらで得た成果を一般質問や委員会審査の際に執行部に対して政策提言を行っている。
第2項(透明性等の確保)	A	市民への公開を前提に、常に公平性及び透明性を確保することを意識しながら透明性の確保に取り組んでいる。
第12条(議会事務局)	A	全国、関東及び県等の議長会主催による職員研修をはじめ、市町村アカデミーや民間研修機関等が主催する研修への派遣を行うなど、事務局及び事務局職員の機能強化に努めている。
第13条(議員研修) 第1項(研修の充実)	A	外部有識者による年1回の議員研修会の開催のほか、議員研究会、各常任委員会の研究会などの開催、各会派等による研修により、議員の政策形成及び立案能力の向上に努めている。また、政策形成等に関する経費についても、措置されている。
第2項(研修会開催)		
第3項(財政措置等の要求)		

条文	評価	評価内容
第 14 条（議会図書室）	A	常に市民が利用できる状況は確保されている。
第 15 条（議会広報） 第 1 項（議会独自の周知）	A	議会だよりの発行、ホームページへの掲載、ケーブルテレビでの生放送、インターネットによる映像配信など、様々な媒体を活用し、議会広報に努めている。特に、議会報告会では、市政の重要課題について説明し、直接市民との議論を行っている。
第 2 項（広報活動）		
第 16 条（議員定数）	B	岩舟町との合併に際し、議員定数等の検討を行っているが、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的評価等は実施していない。
第 17 条（議員報酬）	B	議員報酬の改正は行っていないが、議員定数と併せて検討すべきである。
第 18 条（政治倫理） 第 1 項（倫理的行動）	A	市議会議員という立場を自ら自覚し、その職責に基づいて行動している。
第 2 項（条例の制定）	A	本条例の規定に基づき、政治倫理条例検討委員会を設置し、栃木市議会政治倫理条例を制定した。
第 19 条（他の条例）	A	議会基本条例を最高規範とし、政治倫理条例をはじめとする議会関係例規の制定、改正等を行っている。
第 20 条（議会等の責務）	A	本条例の規定に基づき、本会議をはじめとする各種会議を運営している。
第 21 条（条例の検証） 第 1 項（検証方法、主体等）	B	本条例の効果的な検証を行うため、検証時期の見直しの検討を要す。
第 2 項（検証結果の公表）	—	（検証対象外）
第 22 条（見直し手続）	—	（検証対象外）

#### 評価の内訳

評価結果	項目数
A（達成）	32
B（一部達成）	13
C（未達成）	0
—（検証対象外）	4



本検証においては、約7割の条項がほぼ達成されているという評価であり、本市議会が条例の趣旨に則って概ね活動できていると評価できる。

ただし、一部達成と評価された条文が3割程度見受けられることから、条例の目的達成にむけて、更にその取り組みの充実が求められる。

なお、一部達成とされた条文に対する取り組みについては、次の付言事項で指摘することとする。

#### 4 付言事項について

条例は、市民の要望や本市議会の実情のみならず、社会情勢の変化、或いは市民への分かりやすさなど、様々な事項に関して適切に対応し改善することで、その最高規範性が保たれるものと考えられる。

そのため、今回の検証において「Bランク」と評価された条項のうち、特にその対応が必要と思われる次の事項について検討されたく、付言することとする。

なお、付言事項の検討に当たっては、多くの議員が参画し協議を進めることを要望する。

##### (1) 議員間の活発な自由討議について

条例の第2条第4項及び第4条第3項においては、議会は言論の府として、自由な討議を行うことにより、市政の論点等を明らかにすることとしている。しかしながら、各常任委員会で審査対象を限定した上で、試行的に自由討議を実施しているものの、その取り組みは十分とは言えない状況にある。会議規則等にその実施方法等を規定することで、自由討議の活性化を図るよう検討されたい。

##### (2) 情報発信の強化について

第2条の議会の使命、第4条の議員の使命及び第7条の市民との連携の条項において、議会の説明責任を果たすため、市民に対し積極的に情報を発信することになっているが、本検証においては、市民への情報の提供及び発信が十分ではないとの傾向が表れている。

特に、議会独自の視点による市民への情報の発信については、議会の広報活動を充実させるなどして、その取り組みを強化されたい。

なお、市民への情報の提供、発信を行うに当たっては、行政用語の使用はできるだけ避け、平易な言葉の使用に努めるとともに、その資料についても分かりやすい資料の作成に努められたい。

##### (3) 政策立案機能の充実について

本検証では、市民意向の的確な把握等、市民との連携についての評価が高い一方で、議会、議員による政策立案機能を強化することが必要であるとの意見が出された。

まずは、第10条の規定を改めて確認し、市の各種事務事業の形成過程において十分審査を行うとともに、特に予算、決算については、その審査の充実を図るための取り組みを検討すべきと考えられる。

条例においては、議会、議員には、市民の意向を把握し、それを市政に反映することが求められており、議員研修会や各会派の調査研究活動等の充実を図り、政策立案機能の強化による市民福祉の向上にさらに取り組まれない。

#### (4) 議員定数及び議員報酬について

第16条の議員定数及び第17条の議員報酬については、実際の検討には至っていない。

しかしながら、条文中の「第三者機関の定義」及び「客観的評価の方法」については、具体的な検討を要するものと考えられる。

なお、検討の実施に当たっては、市民への説明責任を果たしつつ、透明性が確保できるよう努められたい。

#### (5) 条例検証の時期について

第21条第1項中の検証時期については、一般選挙後の検証ということになっているが、今回の検証を通して本委員会の委員全員が感じたことは、一般選挙後の新たな議会構成の中では、条例への理解や議会活動の実績等を踏まえた検証を行うことが難しいということである。

本条文の目的は、検証を行うことで本市議会の活動が条例の趣旨に沿った活動であるかを確認し、条例の実効性を高めることにあると考えられる。

そのようなことから、検証の時期を一般選挙前にすることで、任期中の議会活動が本条例の目的に沿うものであるのかを検証し、検証結果を次の市議会につないでいく方法も有効と考えられる。

なお、本委員会として、該当条文の改正案を別表に掲げるので、条例の改正に向けた検討を進められたい。

## 5 むすびに

今回、本委員会における検証を通し、本条例の課題を発見し、課題解決について検討し、報告に結び付けることができたことは、市議会としての政策の立案、評価、決定等の政策形成サイクルの実践ともいえる。

従来は、市執行部が実施する各種事務事業等に関し、主にチェック機能を発揮する活動が多かったのに対し、条例の検証作業を行うことにより、評価結果を次のステップにつなげていくという一連の過程を実践できたことは、本市議会にとって大きな前進である。

今後においては、この取り組みを議会全体に波及させるとともに、議会の政策立案機能の強化に活用し、併せて、定期的に議会全体で条例の検証に取り組んでいくことで、議会が自らの活動についてP D C Aサイクルによるマネジメントを実践し、議員力、議会力を向上させ、市民の負託に応えていくべきである。

なお、条例は、本市議会の最高規範であり、本市議会議員が常にそのことを意識し、議員活動及び議会活動に取り組むべきものではあるが、社会状況や市民ニーズ等の変化に的確に対応することも求められることから、常に柔軟に見直すという意識付けも必要といえよう。

議会基本条例を通して、本市議会が、市民の声をもとに議論を重ね、責任を持って市民本位の市政運営を行い、これまで以上に市民に信頼され開かれた議会に邁進することを強く望むものである。

## 6 参考資料

- ・ 議会基本条例達成状況検証実施要領 P 1 2 , P 1 3
- ・ 検討経過（別紙のとおり） P 1 3
- ・ 委員名簿（別紙のとおり） P 1 4
- ・ 栃木市議会基本条例 P 1 4 ~ P 1 8
- ・ 条例改正案 P 1 9

## ■ 議会基本条例達成状況検証実施要領

本要領は、議会基本条例第21条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の公表方法を定めることとする。

### 1 検証の方法等について

#### (1) 検討体制

- ①議会運営委員会 7名 委員長 永田 武志  
副委員長 福田 裕司  
委員 大谷 好一 茂呂 健市 古沢ちい子  
岡 賢治 小堀 良江

- ②議長 関口孫一郎 副議長 海老原恵子（平成27年5月29日まで）  
副議長 入野登志子（平成27年5月30日から）

（議長及び副議長については、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を経て発言することができる。なお、採決には加われないこととする。）

#### (2) 検証の進め方

- ①全22の条項について、一条一項ずつ検証を行うこととする。  
②検証は3段階で評価することとする。  
③評価に際しては、その検証の内容や理由等を記載することとする。  
④検証については、別紙1の達成状況検証表により行うこととする。

#### 【評価の段階】

- A：達成 … 当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。  
B：一部達成 … 当該条項は一部（5割程度）その目的を達成した。  
C：未達成 … 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下）  
—：対象外 … 当該条項は、検証の対象外とする。

### 2 検証結果の公表について

#### (1) 市HPや議会だよりへの掲載について

本委員会における検証の結果については、市ホームページや議会だよりに掲載し、広く市民に周知を図ることとする。なお、条例改正等の必要がない場合でも、議会報告会を活用し、直接市民の意見を聞くこととする。

(2) 市民説明会の開催、又はパブリックコメントの実施について

条例の検証を行い、条文の見直しにより条例改正の必要が生じた場合には、本条例の趣旨に則り、市民説明会又はパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する場を設けることとする。なお、市民説明会については、議会報告会における説明を含むこととする。

3 その他

(1) 議会への報告について

検証結果の報告については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、全員協議会等の場で報告を行うこととする。

(2) 検討スケジュールについて

本委員会における検討スケジュールについては、別紙2のスケジュール表を基本とし、検証作業を進めることとする。

■ 別紙 検討経過

回次	開催年月日	協議内容
1	H 2 6 . 1 2 . 1 6	・検証方法及び検証の進め方について 外
2	H 2 7 . 1 . 1 4	・議会基本条例達成状況検証実施要領(案)について 外
3	H 2 7 . 2 . 1 3	・議会基本条例達成状況の検証について (第1条から第4条までの検証) 外
4	H 2 7 . 3 . 1 6	・議会基本条例達成状況の検証について (第5条から第11条までの検証) 外
5	H 2 7 . 4 . 2 2	・議会基本条例達成状況の検証について (第12条から第15条までの検証) 外
6	H 2 7 . 5 . 2 1	・議会基本条例達成状況の検証について (第16条から第22条までの検証) 外
7	H 2 7 . 6 . 2 1	・議会基本条例達成状況の検証について (全条文の総括検証) 外
—	H 2 7 . 7 . 1	・議会基本条例の検証に係る意見照会 (全議員対象)
8	H 2 7 . 7 . 2 7	・報告書作成に係る各会派等意見の整理について 外
9	H 2 7 . 8 . 2 1	・報告書の素案作成について
10	H 2 7 . 9 . 9	・報告書の決定について

## ■ 別紙 委員名簿

職名	委員名	備考
委員長	永 田 武 志	
副委員長	福 田 裕 司	
委員	大 谷 好 一	
委員	茂 呂 健 市	
委員	古 沢 ちい子	
委員	岡 賢 治	
委員	小 堀 良 江	
オブザーバー	関 口 孫一郎	(議長)
オブザーバー	入 野 登志子	H27. 5. 29～ (副議長)
オブザーバー	海老原 恵 子	～H27. 5. 29 (前副議長)

## ■ 栃木市議会基本条例

### 〔前文〕

地方分権が進展し、地方自治体の自己決定、自己責任のもと、議会の役割と責任は益々大きくなっている。

市民から選挙で選ばれた議員で構成される議会は、同じく選挙で選ばれた市長と共に、二元代表制のもと、市民の代表機関として、地方自治の本旨に従い、市民本意の市政を実現する責任がある。

その責任を果たすため、議会は、議会と議員の権能と果たすべき役割を明らかにし、市民との情報の共有化を図り、市民意思を市政に反映させる最良の市政運営をしなければならない。

栃木市議会は、ここに栃木市議会基本条例を制定し、その理念に基づいて規定を遵守することにより、市民に信頼され開かれた議会とすることを決意する。

### (目的)

第1条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

### (議会の使命)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを認識し、市民の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努め、市民福祉の向上を図らなければならない



い。

- 2 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的に行い、市民に開かれた議会を実現し、市民自治の推進に努めなければならない。
- 3 議会は、活力あるまちづくりに寄与するため、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化しなければならない。
- 4 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじなければならない。
- 5 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保ち、政策及び事務の執行を監視し、評価しなければならない。
- 6 議会は、市民に説明責任を果たすため、市民にとって分かりやすい説明に努めなければならない。
- 7 議会は、市民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進しなければならない。  
（議長の使命）

第3条 議長は、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議案の審議に用いる資料を市民に提供するなど、分かりやすい議会運営を行わなければならない。
- 3 議長は、議会事務局職員を指揮監督し、能力の向上を図るよう努めなければならない。
- 4 議長は、議会の代表者として、議会のあり方を常に見直し、議会改革を推進するよう努めなければならない。

（議員の使命）

第4条 議員は、二元代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、市民福祉の向上を目指して、誠実かつ公正に活動しなければならない。

- 2 議員は、市政全般について市民の意見を的確に把握し、十分に検討判断の上、市政に反映させなければならない。
- 3 議員は、自由闊達な討議をとおして市政の論点、争点を明らかにし、市民に対し、積極的に情報発信を行わなければならない。
- 4 議員は、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとらなくてはならない。
- 5 議員は、自己の能力を高める日常の研さんによって、議員として資質の向上に努めなければならない。

（会派）

第5条 議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する議員により、

会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

(会議の公開)

第6条 議会は、開かれた議会を実現するため、本会議を始めすべての会議を原則として公開し、透明性を確保するものとする。

(市民との連携)

第7条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるため、必要に応じて、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 3 議会は、市民の意見を政策提案に反映させるため、市民、市民団体等との意見交換の場を設けるものとする。

(議会報告会)

第8条 議会は、年1回以上議会報告会を開催し、市民との意見交換を行うものとする。

(質疑の方法)

第9条 議会は、市民に分かりやすくするため、本会議、委員会その他の会議（以下「本会議等」という。）における質疑応答を、原則として、一問一答の方式により、論点を明確にして行うものとする。

- 2 議会は、本会議等の質疑応答において、市長等に対し、的確に回答するよう求めるものとする。

- 3 市長等は、本会議等の質疑応答において、質疑の内容が明らかでないときは、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(政策等の形成過程の説明及び審議)

第10条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする理由及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画上の根拠又は位置づけ
- (4) 検討した他の政策案等の内容
- (5) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

- (6) 検討過程における市民参加の状況
- (7) 関係法令及び条例等
- (8) 政策等の実施に係る財源措置
- (9) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めることができる。

3 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、説明資料を検証して十分な審議を尽くし、総合的に判断するものとする。

(政務活動費)

第11条 会派及び議員は、政務活動費を政策立案及び調査研究に資するため、厳正かつ適切に活用するものとする。

2 会派及び議員は、公正性及び透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

3 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動のため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう市長等に対して求めることができる。

(議会図書室)

第14条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

(議員定数)

第16条 委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(議員報酬)

第17条 委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員に関する政治倫理は別に条例で定める。

(他の条例との関係)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(達成状況の検証)

第21条 議会は、一般選挙後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

(見直し手続)

第22条 議会は、この条例を改正しようとするときは、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

■ 別表 条例改正案新旧対照表

(9 ページ 条例検証の時期について)

現 行	改正案
<p>(達成状況の検証)</p> <p>第21条 議会は、<u>一般選挙後、できるだけ速やかに</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(達成状況の検証)</p> <p>第21条 議会は、<u>一般選挙前に</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の検証結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。</u></p>